第3回いの町水道事業経営審議会議事録

日 時 平成30年10月4日(木)午後3時~午後4時30分

場 所 いの町役場本庁舎1階 いのホール

出席者 委員(出席)

楠本光春、池英子、田岡徹、和田守、松原恒良、曽我部明美松本健一、池田美代、國行耕征(敬称略)(欠席:1名)

事務局員

尾﨑正明、門脇忠久、川村明人、戸梶百合子、山中友和、 渡辺智之、島崎えりあ

会次第 1 開会

2 議事

- (1) 料金改定内容の検討について
- (2) 答申書の作成にむけて
- (3) その他
- 3 閉会

【配付資料】

会次第、配席図

- 「(1)料金改定内容の検討について」
- 「(2) 答申書の作成にむけて」
- 「(3) その他 審議会のスケジュール予定」

審議経過

1 開会

開会の挨拶

2 議事

(1)料金改定内容の検討について事務局から説明

委員

建設改良費だが、管の布設替えの年数は10年か。40年か。 その40年という年数を延ばすことは可能か。

事務局

水道法と地方公営企業法で管路の減価償却の年数は40年という決まりがある。ただ、管路の材質についてはダクタイル鋳鉄管は100年もつと言われている。VP 管についても材質的には50年もつと言われているので出来る限り使いたいが、VP 管の場合、継ぎ手部分が弱く地震等で割れる可能性があるため耐震化ということで許容年度がきたら変えていくようにしている。基本的には40年で全部変えるということは考えていない。

委員

再度確認だが、現在水道にたずさわっている職員が3名ということでいつの時期から5名にするのか。労働力等で考えた場合、今3名でまわるのに、なぜ5名いるのか具体的に説明を。

事務局

現在、水道部局で給料だけでいうと3名でている。平成29年度から統合するにあたって一般会計側と協議し、3名とは別に2名分は兼務もあるため一般会計側で負担している。この2名については下水道事業と兼務している。実際の実務としては、水道事業としては最低でも5名は欲しいところである。建設改良を進めていくためには3名は厳しい状況である。また、本来であると吾北支所、本川支所の水道担当職員の人件費については水道会計で負担するべきで、業務についても本庁でカバーできる範囲ではないため兼務でお願いしている。

委員

いの町で1ヶ月あたりの料金で1番多いのはどのあたりか。

事務局

水量構成比率については、平成 2 9 年度を分析すると 0 m3 から 8 m3 までが 2 8 パーセントである。 9 m3 から 2 0 m3 が 3 2 パーセント、 2 1 m3 から 4 0 m3 までが 3 3 パーセントである。

委員

料金の値上げとなると、ワンコインぐらいなら主婦としては納得がい く。水道料金の値上げとなると節水する家庭も増えるのでは。

事務局

近年、節水機器も普及しており昔から比べると水量も随分減っている。 水量を増やしていく施策としては、人口を増やしていくしかないので町 として努力していく。

議長

南海トラフ等の災害が起きた場合の管の破損率は予測しているか。

事務局

南海トラフ地震が起きた場合、いの町の中心部は震度6強から7と言われている。管の耐震化率は配水支管で82パーセント、配水本管で33パーセント耐震化ができている。予測は難しいが基幹管路については順次更新していく。今後、10年で口径150以上の基幹管路の耐震化率を10パーセント上げていく目標である。

委員

地震での液状化の心配は。

事務局

耐震管を使用しており液状化も想定した管種を使用している。中心部においては液状化になる範囲は少なく、液状化になると想定されている 枝川地区でも日本水道協会の資料では入っていない。

委員

今回、ケース3と4の比較だが、前回はケース5もあったと思うが。

事務局

ケース 5 については、当年度純利益が毎年赤字のシミュレーションの ため省いている。

委員

30パーセントアップの場合、平成35年から赤字になるが、赤字額についても約96万。この程度であれば経営努力で黒字転換も可能ではないかと思うので一層の経営努力をしてもらうしかない。住民にとっては、極力料金が上がらない方がよいので、経営努力をして欲しい。やむを得えないかなとは思うが。

事務局

平成35年、36年程度の赤字幅であれば経営努力で黒字転換も可能かもしれない。

委員

シミュレーションでは消費税アップの想定はしてないか。

事務局

まだ、上がるかどうか未定のため想定はしていない。

委員

少し気になるのが一般家庭用と営業用のアップ率が若干違う。

事務局

見直しの件については、定期的に審議会等で現状を報告させていただきながら経営状態を把握し、値上げが必要であれば町長から諮問し審議をしていただくことになる。30パーセントで値上げした場合、平成35年には赤字になる予定だが経営努力等で黒字になる場合もある。

現在、示している金額の端数処理については基本料としては480円 を625円と5円単位で行っているが、実際30パーセントをオーバー しているところもあるし、ちょうどのところもある。超過料金も同様で ある。現状で出しているのは使用水量によって多少超えているところも

出てきている。

端数処理をしない場合の資料と見比べていただくと、20m3では1,825円が2,343円の518円アップで28.3パーセントアップになります。最初の資料では29.8パーセントということで、約1.5パーセントということで切り上げずに計算した方が安いということになる。最初に渡している資料は5円単位で切り上げているため、先ほど配った資料の方が多少は安くなる。ただし、こちらについてはシミュレーションしていないため、料金収入については下がるのではないかと思う。

委員

それは分かっているが一般家庭用と営業用でアップ率が違うのはおかしいのではないか。アップするのは最終的にしょうがないと思うのでこの部分は調整して欲しいという思いはある。

事務局

最初にお渡ししている資料については超過料金を見ますと一般用も 営業用も30円アップ。95円に30パーセントをかけて計算すると後 でお配りしたように123円、営業ですと136円ということで単純に 掛けた方が不公平は無いと思う。最初に出した資料からすると営業用の 方が上げ率が少ないということは無くなる。事務局としては最初にお配 りした内容でどうしてもということはない。

議長

大口使用者に対して割引がある市町村もあるようだが、いの町はおこなってないのか。

事務局

そのようにしている市町村もある。資料をご覧いただくと営業用はいの町では14パーセントしか無いので特に割引は行っていない。何千m3も使用しているような大口使用者もいないので割引等は行っていない。また、製紙会社についてはたくさん水を使用しているように思われるが、井戸を掘って使用しているため水道水は製紙には使っていない。

議長

意見をお伺いしていると値上げはやむなしで、あとは30パーセント

か35パーセントかという感じだが。値上げした後、すぐに改定するようなことが無ければ、利用者への負担が少ない30パーセントのように 思うが事務局はどうか。

事務局

安定経営ということを考えると35パーセントにすれば今後10年程度は料金改定の審議はしていただく必要がなくなるかなと思っているが、20年ぶりの料金改定で値上げ率も大きいことから30パーセントで、経営努力をしながら今後の推移をみるという意見もある。

委員

もちろん皆さんの意見もあるが、シミュレーション結果のもと、事務局が30パーセントで大丈夫ということであれば、平成35年にはまた改定見直しの手間があるとはいえ、30パーセントでいいんじゃないかと思う。

委員

私も、経営努力はお願いするとして30パーセントで様子を見て、また改定が必要であればこのような会を開くということでいいと思う。

委 員

私は今、自分が使用している料金の用紙を持ってきているが、それを見ると1,620円払っている。仮に35パーセントになると537円の料金アップになる。30パーセントアップだと457円で80円だけ高い。運転資金も置いておかないと地震等の災害もあるので、35パーセントでもいいような気もする。事務局と皆さんが30パーセントで良いならいいが、自分の地区でも人口が減少しているし、35パーセントの方が経営は安定するのではないかと思う。本当に、人口が減っているし、30パーセントであれば直ぐに料金を改定することになるのではないかと思う。

事務局

事務局としては、料金値上げ幅を大きくすることで経営は安定する。 災害に関しては、日本水道協会の資料によると1事業体2億から3億資 金が無いと災害に対応できないだろうとなっている。いの町も運転資金 については30パーセント上げた場合、平成33年度から3億円ほどになっていく予定。施設の更新は必ずくるため、内部留保資金は必ず確保しておかなければならない。

議長

ここで上げ幅30パーセントと35パーセントで採決を取りたいと 思います。

議長

30パーセントの上げ幅の方が多いようですが、それでよろしいでしょうか。

議長

料金改定幅については、利用者の負担増をおさえたケース3の30%アップで、今後は財政状況や給水人口と使用水量の推移、社会情勢の動向を見ながら、平成34年度には、より一層の経営努力を前提に、改めて検討するということで、審議会としては、ケース3の30%アップとし、平成34年度には改めて検討することが望ましいとすることで、ご異議ございませんか。

委員

異議なし

(2) 答申書の作成にむけてについて事務局から説明

委員

答申の時期については4月1日ではなくて、今から答申して議会へかけてなのか。12月頃には当初予算の時期でもあるが、その辺りはどうか。それと付帯意見の(3)今後の料金の見直しについて、消費税10パーセントアップについて触れておいたほうがよいのかなと思う。

事務局

答申の時期については、4月ではなく次回審議いただき、11月1日 か2日に答申を予定している。料金改定の条例改正議案は、12月の議 会へあげさせていただき、実質の料金改定は来年の7月請求分からとイメージしている。消費税については2019年の10月に上がる予定となっているが、皆様へ周知する際にあわせておこないたいと思う。

(3) その他

今後のスケジュールと次回の審議会の日程について説明する。 閉会の挨拶